



＝クラブ競技ご参加の皆様へ＝

クラブ競技へのご参加、誠にありがとうございます。

2016年版ゴルフ規則の変更点について

❖ 規則18-2b(アドレスした後で動いた球)の撤回

プレーヤーが球にアドレスした後で止まっている球が動いた場合、そのプレーヤーがその球を動かす原因になったと自動的にみなされることはもはやないことを意味しています。

プレーヤーが球にアドレスしたこと、あるいはプレーヤーのその他の行為がその球を動かす原因となったことを事実が示しているのであればプレーヤーは1打の罰を受ける。

❖ 規則6-6d (スコアの誤記) 例外の追加

例外)プレーヤーがスコアカードを提出する前に罰を受けていたことを知らずに罰打を含めなかったために、あるホールで真実よりも少ないスコアを提出していた場合、プレーヤーは競技失格とはならない。

ただし、プレーヤーは違反のあった規則に基づく罰を受け、スコアカードの誤りに対してさらに2打の罰を加える。

※それ以外の過少申告においては、これまで同様競技失格となる。

【テレビ視聴者の通報により失格となった事例】

《P・ハリントン》(2011年 アブタビHSBC選手権)

・グリーン上でボールが動いたことに気づかず過少申告。

《C・ビジェガス》(2011年 ヒュンダイトーナメントオブチャンピオンズ)

・ボールの方向を変える可能性がある障害物を動かしたことによって過少申告。

❖ 規則14-3 (人口の機器と異常な携帯品、携帯品の異常な使用)

正規のラウンド中の規則14-3のプレーヤーの最初の違反に対する罰が競技失格から、マッチプレーはそのホールの負け、ストロークプレーでは

2打罰に軽減。2回目の違反は、競技失格となる。